

京都市告示第 6 5 6 号

土壤汚染対策法第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定します。

令和 5 年 2 月 2 2 日

京都市長 門 川 大 作

1 土地の所在地

京都市伏見区深草六反田町 5 番 1 の一部

京都市伏見区深草鈴塚町 1 3 番 3 の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第 3 1 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

水銀及びその化合物、砒^ひ素及びその化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第 3 1 条第 2 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

(環境政策局環境企画部環境指導課)

京都市告示第243号

土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づき、令和5年2月22日付け京都市告示第656号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の一部について、同法第11条第2項の規定に基づき、次のとおり指定を解除します。

令和7年6月20日

京都市長 松 井 孝 治

1 土地の所在地

京都市伏見区深草六反田町5番1の一部、13番の3の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

水銀及びその化合物、鉛及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

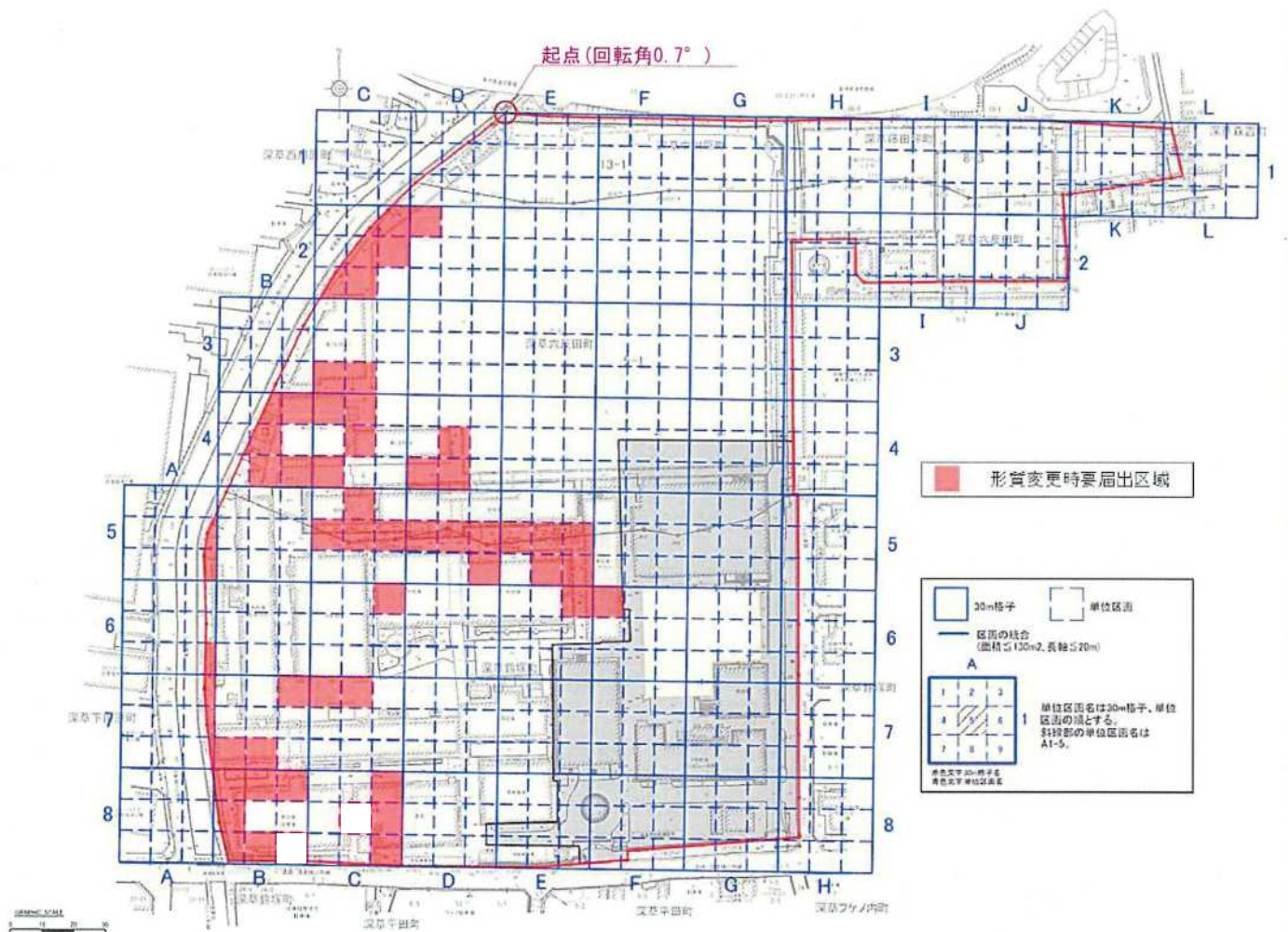
(環境政策局環境企画部環境保全創造課)

(ふっ素及びその化合物 土壤溶出量基準不適合)



形質変更時要届出区域

(鉛及びその化合物 土壤溶出量基準不適合)



形質変更時要届出区域

(鉛及びその化合物 土壌含有量基準不適合)

